

令和5年4月採用

公益財団法人砺波市体育協会 採用試験
(事務職員 上級)

受 験 案 内

受付期間 令和4年6月1日(水)から7月8日(金)

第1次試験 試 験 日 令和4年8月7日(日)

試 験 会 場 砺波市文化会館

受験申込先 公益財団法人砺波市体育協会

〒939-1366 砺波市表町18番6号(砺波体育センター内)

TEL 0763-32-5240

公益財団法人 砺波市体育協会

職員採用要項(令和5年度採用)

1 試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
事務職員 (上級)	1名	<ul style="list-style-type: none">・昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者・当財団の目的及び事業である、スポーツを普及振興、市民の健康増進と体力の向上、スポーツ文化の伸展に関心と意欲がある者(スポーツ関連資格を有する者が望ましい。)・財団の運営(人事管理、労務管理、会計管理等)に関心と意欲がある者

ただし、上記に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時、場所及び合格発表

(1) 第1次試験(詳細は受験申込者あてに別途通知します。)

- ① 試験内容 教養試験、作文試験、適性検査
- ② 日時 令和4年8月7日(日)午前9時30分から
- ③ 場所 砺波市文化会館 砺波市花園町1-32
- ④ 合格発表 合否にかかわらず、8月31日までに書面で通知します。

(2) 第2次試験

- ① 試験内容 面接試験
- ② 日時 令和4年9月11日(日)予定
- ③ 場所 第一次試験合格者に通知します。
- ④ 内定通知 合否にかかわらず9月30日までに書面で通知します。

3 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験 (上級)

- ① 教養試験 (言語的能力、数理的能力、論理的思考力、社会常識、英語知識を
検証) 試験時間 60分
- ② 作文試験 (与えられた課題について、文章表現力による筆記試験)
試験時間 60分
- ③ 適性検査 (事務の遂行に必要な適性についての検査・調査)
試験時間 40分

(2) 第2次試験

- ① 面接試験 (人物についての面接による試験)
- ② 資格調査 (受験資格、申込書記載事項等の確認)

4 採用条件

(1) 採用 令和5年4月1日

(2) 試用期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日 (6ヶ月間)

※試用期間中職員としてふさわしくないと認められたとき、又は経歴を偽る等不正な方法を用いたことが判明したときは解雇されることがあります。

5 勤務条件

(1) 勤務場所

当財団が管理する施設等

(2) 休日、勤務時間

勤務施設の休日、勤務体制によります。また、当財団の就業規定によります。

(3) 給与等

当財団の給与規定によります。

初任給

- ・大学卒 182,200円

※初任給は現行のものであり、給与改定があった場合はそれによります。

職歴を有する方は経験年数を勘案した初任給になることがあります。

その他当財団の給与規定によります。

(4) 職務内容

財団運営及び砺波体育センターほか当財団管理施設における事業実施等の業務

6 受験申込手続き

(1) 受験申込先及び問合せ先

〒939-1366 富山県砺波市表町18番6号
砺波体育センター内 公益財団法人砺波市体育協事務局
TEL 0763-32-5240

(2) 申込方法

次の書類を提出してください。(持参又は郵送)

- ① 所定の申込書(受験案内に添付) 1部
写真は同じものを2枚用意し、1枚は申込書に、残りの1枚は後日郵送される受験票にそれぞれ受験者で貼り付けてください。
- ② 返信用の封筒(長形3号)に住所、氏名を記入し84円切手を貼り付けたもの 2通
- ③ 郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込み」と朱書きし、なるべく簡易書留郵送としてください。

(3) 申込受付

- ① 期間 令和4年6月1日(水)から7月8日(金)まで
※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除きます。
郵送の場合は7月8日(金)必着とします。
- ② 時間 持参の場合の受付は、午前9時から午後5時までの間とします。
- ③ 受験票 受付期間終了後、受験案内通知書(会場案内含む。)と一緒に郵送します。